

東労基発 0209 第 2 号
平成 30 年 2 月 9 日

各 位

東京労働局労働基準部長
(公 印 省 略)

平成 30 年の職場における熱中症予防対策の徹底について (お願い)

日頃、労働基準行政とりわけ労働者の健康確保対策の推進にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東京労働局管内における平成 29 年の職場での熱中症による休業 4 日以上の死傷者数は 46 人 (平成 30 年 1 月 26 日現在の速報値) となり、前年比 17 人増となりました。

東京労働局では、特に、熱中症が多発している分野である建設業、建設現場での警備業務等の屋外型業種を中心として、早い時期から熱中症予防対策を講じていただくよう周知・指導を行っていますが、毎年、屋内作業での熱中症による労働災害も発生していることから、屋外・屋内を問わず、熱中症予防対策を行うことが重要となります。

この度、平成 30 年用の熱中症予防リーフレットとポスターを作成しましたので、熱中症予防リーフレット等を活用し、職場での熱中症予防対策に一層の取り組んでいただくとともに、会員事業場等への周知等について特段のご協力をいただくようお願い申し上げます。

なお、リーフレット等は、2 月 20 日頃に印刷業者から配送いたしますので、申し添えます。